

ドローン(無人航空機)を飛行する場合には、様々な法律や条例による制限があります。主たる法律として下記がありますが、その他にも、電波法(総務省)、道路交通法、港則法、港湾法、海岸法など様々な法律を遵守し、かつ、飛行場所の市町村及び、所有者・管理者の承認・承諾が必要となります。

都度申請	全国包括	飛行不可	
※都度手続で飛行可	※当社は許可承認済	※当社は飛行不可	※当社以外も飛行不可

## 航空法

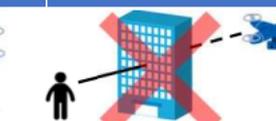
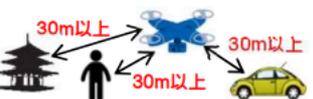
### 飛行禁止空域

① 空港周辺	② 緊急用務空域	③ 150m以上上空	④ DID(人口集中地区)
			

☞ ①～④の空域で飛行させたい場合には、国土交通大臣の許可が必要です。  
 ※ 空港周辺、150m以上の空域、DID(人口集中地区)上空等の飛行許可(包括許可含む)があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。

### 飛行の方法

※下記のほか、飛行前確認、衝突予防が必要になります。

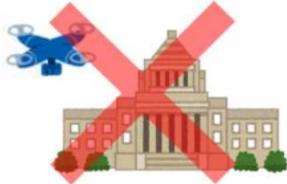
① 飲酒時の飛行禁止	② 危険な飛行禁止	③ 夜間での飛行	④ 目視外飛行
			
⑤ 距離の確保	⑥ 催し場所での飛行禁止	⑦ 危険物輸送の禁止	⑧ 物件投下の禁止
			

☞ ③～⑧の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣の承認が必要です。

### 違反に対する罰則

※航空法第134条の3第1項の規定に違反した場合は50万円以下の罰金、同条第2項の規程による通報をせず又は、虚偽の通報をした場合は30万円以下の過料の対象となります。

⑤国の重要な施設等\*  
の周辺



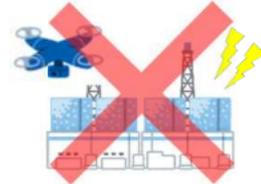
⑥外国公館  
の周辺



⑦防衛関係施設  
の周辺



⑧原子力事業所  
の周辺



※ 国会議事堂、首相官邸、危機管理行政機関、最高裁判所、皇居・御所、政党事務所等

☞ ①、⑤～⑧の施設の周辺で飛行させたい場合には、施設管理者等の同意や都道府県公安委員会等への事前通報が必要です。

## 違反に対する罰則

小型無人機等飛行禁止法の規定に違反して

- ・対象施設の敷地・区域の上空（レッド・ゾーン）で小型無人機等の飛行を行った者
  - ・小型無人機等飛行禁止法第11条第1項に基づく警察官の命令に違反した者
- は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 に処せられます。